

東かがわ市規則第14号

東かがわ市表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月21日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市表彰規則の一部を改正する規則

東かがわ市表彰規則（平成21年東かがわ市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象除外) 第6条 略 (1) 略 (2) 本人が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行されることがなくなった日から起算して10年を経過しないとき。 (3) 略	(対象除外) 第6条 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対しては表彰等を行わない。 (1) 略 (2) 本人が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行されることがなくなった日から起算して10年を経過しないとき。 (3) 略

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。